解除予定保安林にする旨の通知

広島県証紙売りさばき人の指定

示

目

次

救急病院等の認定

(治

Щ

室) :....

名

称

所

在

地

効力を有す

る 期

限

備

考

広島県知事

藤

田

雄

Щ

(医療対策室) (出納総務室)

条の規定による救急業務に関し協力する旨の申出があったので、救急診療所として認定した。

平成十八年十月二日

次の診療所の開設者から、救急病院等を定める省令 (昭和三十九年厚生省令第八号)

広島県告示第八百六十三号

設の届出 (二件)

大規模小売店舗立地法の規定による大規模小売店舗の新

開発行為に関する工事の完了 県営土地改良事業変更計画の樹立

.....(土地改良室) (地域産業振興室)

(建築指導室)

.....

外科 医療法人社団斎整形

広島市西区己斐本町一丁目五番五号

平成二二年一〇月

日

更

新

岡田整形外科医院

号。 広島市南区宇品御幸四丁目九番二二

平成二二年一〇月

日

更

新

人事委員会規則

期

定

第

74 号

島 県

のものを証紙売りさばき人に指定した。

2,700円

発行者 広 広島県総務部 総務管理局文書法制室 発行所 購読料 月 額

亦

広島県告示第八百六十二号 広島県証紙条例(昭和三十九年広島県条例第二十八号)第五条第一項の規定によって、

広島県告示第八百六十四号

. 五

除予定保安林にする旨の通知を農林水産大臣から受けた。 森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第二十九条の規定によって、

次の保安林を解

平成十八年十月二日

. 五

遊技機の型式の検定の告示

公安委員会告示

(県法規登載

改正する規則

安芸郡海田町の管理職員等の範囲を定める規則の一部を

解除に係る保安林の所在場所

山県郡北広島町オ乙字西山一二二の五三・一二二の五五(以上二筆について次の図に示

広島県知事

藤

田

雄

Щ

保安林として指定された目的

す部分に限る。)

水源のかん養

解除の理由

Ξ

水道事業用地とするため

次

(「次の図」は、省略し、その図面を広島県農林水産部農林整備局治山室及び北広島町役場

世羅町 名 称 上原一二三番地の一世羅郡世羅町大字西 所主 たる事物 務所 地の 世羅郡世羅町大字西上原一二三番地の 売 IJ さ ば き 所

広島県知事 藤 広島県収入証紙 田 する証紙の種類売りさばきを 雄

平成十八年十月二日

Щ

四

に備え置いて縦覧に供する。) 3

公

規定によって、大規模小売店舗の新設の届出があった。 大規模小売店舗立地法 (平成十年法律第九十一号。 以下「法」という。) 第五条第一項の

平成十八年十月二日

大規模小売店舗の名称及び所在地

広島県知事

藤

田

雄

Щ

名称

(仮称) マックスバリュ東広島高屋店A敷地

2 所在地

東広島市高屋町杵原一七七六番外

大規模小売店舗を設置する者及び当該大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又

は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

大規模小売店舗を設置する者

名 称 兵庫県姫路市北条口四丁目四番地 マックスバリュ西日本株式会社 代表取締役

藤本

昭

2 小売業を行う者

住所

広島市中区本通り一番一一号

名称 株式会社廣文館 代表取締役 丸岡 オー 郎

名 称 マックスバリュ西日本株式会社 代表取締役 藤本 昭

住所 兵庫県姫路市北条口四丁目四番地

その他未定

大規模小売店舗の新設をする日

Ξ

平成十九年五月十四日

大規模小売店舗内の店舗面積の合計

四千七百五十四平方メートル

五 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項

駐車場の収容台数

2 駐輪場の収容台数 三百十七台

二百十平方メートル

荷さばき施設の面積

一百六十七台

廃棄物等の保管施設の容量

4

四十七立方メートル

大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

六

大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

株式会社廣文館

マックスバリュ西日本株式会社 開店時刻 午前九時、閉店時刻

翌午前二時

開店時刻 午前七時、閉店時刻 午後十二時

(三) その他

開店時刻 午前九時、 閉店時刻 午後十時

来客が駐車場を利用することができる時間帯

2

駐車場の自動車の出入口の数 午前六時三十分から翌午前二時三十分まで

三箇所

3

4 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯

三A・三C・三D 午前八時から午後十時まで

三B 午前六時から午後十二時まで

平成十八年九月十三日

七

届出年月日

届出等の縦覧場所、縦覧期間及び縦覧のできる時間帯

1 縦覧場所 八

広島県商工労働部産業振興局地域産業振興室 (広島市中区基町一○番五二号)

東広島市産業部商業観光課 (東広島市西条上市町七番四二号)

2 縦覧期間

の祝日に関する法律 (昭和二十三年法律第百七十八号) に規定する休日を除く 平成十八年十月二日から平成十九年二月二日まで。 ただし、土曜日、日曜日及び国民

3 縦覧のできる時間帯

午前九時から正午まで及び午後一時から午後五時まで

九 意見書の提出

域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この公告の日から 法第八条第二項に基づき、この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地

五 四 Ξ 規定によって、大規模小売店舗の新設の届出があった。 2 は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名 2 2 四月以内に、県に対し、次のとおり意見書を提出することができる。 **大規模小売店舗立地法** 大規模小売店舗を設置する者及び当該大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又 大規模小売店舗の名称及び所在地 平成十八年十月二日 平成十九年五月十四日 大規模小売店舗の新設をする日 大規模小売店舗内の店舗面積の合計 (四) (Ξ) 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項 七千百七十六平方メートル 名称 提出先 所在地 提出期限 駐車場の収容台数 小売業を行う者 名 称 平成十九年二月二日 大規模小売店舗を設置する者 広島県商工労働部産業振興局地域産業振興室 東広島市高屋町杵原一八一〇番外 名称 (仮称) マックスバリュ東広島高屋店B敷地 名称 名称 住所 その他未定 住所 住所 兵庫県姫路市北条口四丁目四番地 マックスバリュ西日本株式会社 島根県益田市下本郷町二〇六番地五 株式会社ジュンテンドー 東広島市西条吉行東一丁目四番一四号 株式会社大創産業 代表取締役 山口県周南市福川三丁目一八番二二号 株式会社岩崎宏健堂 代表取締役 (平成十年法律第九十一号。 代表取締役社長 代表取締役 矢野 河戸 以 下 広島県知事 博丈 憲一 法 飯塚 藤本 朗 という。)第五条第一 正 昭 藤 田 雄 一項の Щ 八 七 2 1 4 3 2 4 3 2 届出等の縦覧場所、縦覧期間及び縦覧のできる時間帯 届出年月日 (四) (三) 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項 平成十八年九月十三日 (\Box) 駐車場の自動車の出入口の数 平成十八年十月二日から平成十九年二月二日まで。ただし、土曜日、日曜日及び国民 縦覧期間 東広島市産業部商業観光課(東広島市西条上市町七番四二号) 広島県商工労働部産業振興局地域産業振興室 (広島市中区基町一○番五二号) 縦覧場所 三E・三F・三G 午前八時から午後十時まで 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯 来客が駐車場を利用することができる時間帯 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻 四十七立方メートル 廃棄物等の保管施設の容量 二百十五平方メートル 荷さばき施設の面積 百五十四台 駐輪場の収容台数 三百九十八台 三H 午前六時から翌午前二時まで A — В A В その他 株式会社ジュンテンドー 株式会社岩崎宏健堂 株式会社大創産業 開店時刻 開店時刻 午前九時、 開店時刻 開店時刻 二箇所 三箇所 午前六時三十分から午後十時三十分まで 午前六時三十分から翌午前二時三十分まで 午前九時、閉店時刻 午前七時、閉店時刻 午前九時、 閉店時刻 閉店時刻 午後十時 午後十時 午後十時 午後十時

の祝日に関する法律(昭和二十三年法律第百七十八号)に規定する休日を除く。 縦覧のできる時間帯

九 意見書の提出 午前九時から正午まで及び午後一時から午後五時まで

四月以内に、 域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、 法第八条第二項に基づき、この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地 県に対し、 次のとおり意見書を提出することができる。 この公告の日から

提出期限

提出先

平成十九年二月二日

2

広島県商工労働部産業振興局地域産業振興室

改良事業変更計画書の写しを次により縦覧に供する 羅町所在の西伊尾地区県営土地改良事業 (区画整理事業) 変更計画を定めたので、この土地 土地改良法 (昭和二十四年法律第百九十五号) 第八十七条の三第一項の規定によって、 世

なお、この変更計画について不服がある者は、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五

日以内に、広島県知事に対して異議申立てをすることができる。

規定に基づき、広島県を被告として、決定があったことを知った日の翌日から起算して六か 定に不服がある者は、同法第八十七条の三第六項において準用する同法第八十七条第十項の 月以内に、異議申立てに対する決定の取消しを求める訴えを提起することができる。 また、同法第八十七条の三第六項において準用する同法第八十七条第七項の規定による決

広

広島県知事 藤 田 雄

Щ

縦覧期間

平成十八年十月二日

平成十八年十月二日から平成十八年十月二十三日まで

縦覧場所

世羅町役場

する工事の完了について、 都市計画法 (昭和四十三年法律第百号) 第三十六条第三項の規定によって、 次のとおり公告する 開発行為に関

平成十八年十月二日

開発区域又は工区に含まれる地域の名称

三原市西野四丁目一三四四番の一部、一三四六番一の一部、一三四六番二の一部、

四七番、一三四八番一、一三四八番二、

開発許可を受けた者の住所及び氏名

三原市皆実二丁目五番二五号

有限会社西原建設 代表取締役 西原

誠

開発区域又は工区に含まれる地域の名称

三番一から二一五三番三まで、二一五四番一、二一五四番二、二一五五番一、二一五五番 七四番|地先道路、二|六|番|地先道路、二|六〇番地先から二|六五番地先道路、| 六三番一、二一六四番一、二一六五番、二一六六番一、二一六七番一、二一六八番一、二 二、二一五六番一、二一五七番一、二一五八番から二一六〇番まで、二一六一番一、二一 || 五七番| 地先水路 七六番地先水路、二一五二番二地先から二一七三番一地先水路、二一六六番一地先から 、二一七八番一、二一七八番二、二一七九番、二一八〇番、二一五六番二地先から二一 七二番一の一部、二一七三番一、二一七四番一、二一七五番、二一七六番、二一七七番 七二番一地先から二一八〇番地先道路、二一五五番二地先水路、二一五八番地先から二 山県郡安芸太田町大字上殿字沖田二一五一番一、二一五二番一、二一五二番二、二一五

開発許可を受けた者の住所及び氏名 山県郡安芸太田町大字上殿字沖田二一六〇番地

株式会社モルテンメディカル 代表取締役社長 梶原

開発区域又は工区に含まれる地域の名称

府中市中須町字御酒田四二番

開発許可を受けた者の住所及び氏名

三島 康吾 府中市中須町二四番の六

開発区域又は工区に含まれる地域の名称

安芸郡府中町緑ヶ丘七三六番三、七三六番一二の一部、

七三六番一三の一部、

二六の一部

広島県知事

藤

田

雄

Щ

Ξ

開発許可を受けた者の住所及び氏名 株式会社泉都 広島市中区袋町七番五号

この人事委員会規則は、公布の日から施行する。

代表取締役 山本 絃貴

則

安芸郡海田町の管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則をここに公布する。 平成十八年十月二日

広島県人事委員会

委員長 丸 Щ

明

安芸郡海田町の管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則

広島県人事委員会規則第二十七号

五号)の一部を次のように改正する。 安芸郡海田町の管理職員等の範囲を定める規則 (昭和四十一年広島県人事委員会規則第+

別表老人福祉センターの項及び勤労青少年ホームの項を削る。 則

広島県公安委員会告示第79号

則第4号。以下「規則」という。)第6条に定める技術上の規格に適合していると認めるの 次の遊技機は,遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則(昭和60年国家公安委員会規 規則第9条第1項の規定により告示する。 平成18年10月2日 広島県公安委員会

悉 東 東

팯

溢

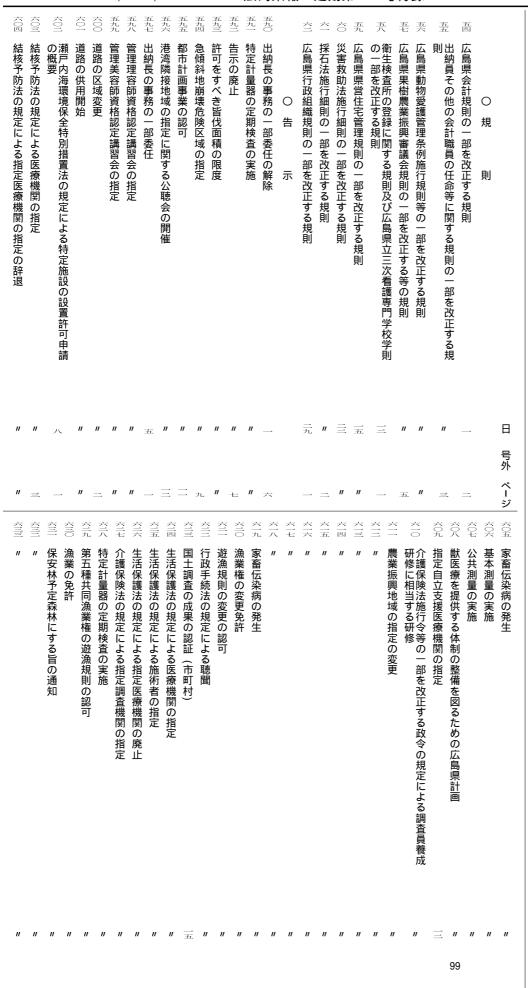
凹

힣

Ü

		現の								
6P0779	6P0709	6P0826	6P0837	6P0766	6S0665	6S0727	6S0467	6P0693	6P0752	検番定り
o h	o h	<u>a</u>	<u></u>	<u></u>	o h	o h	o F	a H	告示の日 (平成18年 10月2日) から3年間	検定の有効 期間
a F	<u></u>	<u> </u>	<u> </u>	がある。 が機を 心 が	<u></u>	o h	回胴式遊技 機	<u></u>	ぱちんこ遊 装機	遊技機の 種類
C R 巻だな! サブ	C R 巻になった。 かっちがだった。 かったブ	20ペスト 80 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2	2000円 800円 800円 数調 11円 11円 200円 200円 200円 200円 200円 200円 2	とといい。 とない とり、 とり、 といった。 といった。 といった。 といった。 といった。 といった。 といった。 といった。 といった。 といった。 といった。 といった。 といった。 といった。 といった。 といった。 といった。 といった。 といった。 とった。 とった。 とった。 とった。	サクスロ	パチスロ アズレン サガウツョ マグ グ A	パッ トッ	C R 寿司 だニ ヤン S T - F H A	C R 寿回 だ二 ヤン S T - F C	型式名
o F	株式会社オリンピア 代表取締役 嶺井 勝也 (東京都台東区東上野二 丁目11番7号)	D H	D T	株式会社平和 代表取締役 石橋 保彦 (群馬県桐生市広沢町二 丁目3014番地の8)	株式会社ラスター 代表取締役 林田 浩明 (東京都台東区台東四丁 目13番21号)	株式会社藤商事 代表取締役 松元 邦夫 (大阪府大阪市中央区内 本町一丁目1番4号)	l H	□ F	株式会社銀座 代表取締役 伊藤 二博 (愛知県名古宮市東区大 幸一丁目10番15号)	申請者名(住所)
在回	在	分	竹	H III	左回	左回	在同	竹回	ri E	製造業者名(住所)

6S0698	6S0498	6S0641	6P0844	6P0748
o	回	回	回	回
⊣	h	ŀr	┝	ҥ
o T	o h	回胴式遊技 機	_ H	ぱちんこ遊 技機
スカイラ ブ×	X X 74 £ 74 £	ガロウデ ンセシS ×	○ねちり としゃ なかん だプンク	しなもり はもまれ だ スク A
e F	□ Fr	株式会社SNKプレイモア 代表取締役 外山 公一 (大阪府吹田市豊津町1 4番12号)	□ Fr	株式会社オリンピア 代表取締役 嶺井 勝也 (東京都台東区東上野二 丁目11番7号)
柱	##	柏	tri	柏
П	o	回	回	回





広島県報

定期第74号

付 録

発行者 広 島 県 総 務 部 発行所 広 島 県 総 務 部 総務管理局文書法制室 購読料 月 額 2,700円

平成十八年

号外 (第百九号まで定期 (第四十八号まで

pu //

七五

平	成1	8年	10F] 2	日	(月)	曜日	l)					莡	島	県	報	定	期	第	74	4 5	号作	寸錄	录													
六 六 七 5	三奈		六六七	交关	奈宝	六四	奈至	奈兰	奈二	会	会先	夽	垒	套	会	夽	至		Ē =	Ê.	窑	六四九		六四七 七		プ 匹 ヨ	5 克思 显显		至	商	益()	奈	奈	至	奈	壹	益
公有水面埋立ての竣功の認可パープを入れる。	道路の供用開始	道路)に別引命 (単の類型指定) の一部を改正する告示	昭和五十二年広島県告示第四百六号 (新幹線鉄道騒音に係る環境基	新たに生じた土地の確認及び町の区域の変更	都市計画下水道事業の事業計画の変更の認可	土砂災害警戒区域等の指定	道路の区域変更	広島県地域総合整備資金貸付要綱の一部を改正する告示	一級河川芦田川水系芦田川上流ブロック河川整備計画の策定	二級河川本川水系河川整備基本方針の策定	二級河川二河川水系河川整備基本方針の策定	"	道路の供用開始	"	道路の区域変更	の完了の完了の完了	過東也或目で記載寺川等量をつ見ぎことなぎ令重客を帯事業のご事漁船掲書等補償法の規定による付係事務の発生		び足の付手骨女	道路の共用開始 (1988年)	土地収用法の規定による事業の認定	公共測量の終了	保安林の指定	家畜伝染病の発生	門相談員指定講習に相当する講習の制定による神祇月里東の一部で呼ばれています。	介護R食法地丁分等の一郎E女Eする女会の見ごこにも富止用型字(産業原項物処理が記の必更計10月間の根要)		三川県後分)四県 道路の供用財産	道路の区域変更	建設業法の規定による建設業者の営業停止命令		解除予定保安林にする旨の通知	II	"	"	"	II
<i> </i>	"		"	芫	"	"	"	吴	"	"	"	″	″	"	"	"	Ξ	<u>.</u>	, ,	<i>II</i>	"	"	"	"	"	_ ታ	i #	, ,	, ,,	"	"	"	"	"	"	"	"
106																											10)1									
"	"		"	=	六	=	"	_	"	"	<u> </u>	"	"	=	"	"	=	. _E	u /	!!	≕.	"	"	"	=		<u> </u>	- =	. "	"	"	<u></u>	"	"	九	"	
													_	4.4																	宅				空	空	空
大規模小売店舗立地法の規定による町の意見の概要	大規模小売店舗立地法の規定による大規模小売店舗の変更の届出	一般競争入札	開発行為に関する工事の完了	県営土地改良事業の換地計画の樹立	"	土地改良区の役員の就任及び退任	開発行為に関する工事の完了	大規模小売店舗立地法の規定による大規模小売店舗の変更の届出	特定非営利活動法人の認証申請	落札者等の公示	一般競争入札	土地改良事業の施行の同意 (市町村)	争議行為の予告	特定非営利活動法人の認証申請	土地改良区の役員の就任及び退任	"	"	"	"	"	"	"	"	落札者等の公示	土地改良区の役員の就任	土地改良区の定款変更の認可	市町村都市計画の決定に係る図書の写し	大規模小売店舗立地法の規定による県の意見	特定非営利活動法人の認証申請	〇公告	障害者デイサービスに係る指定障害福祉サービス事業者の指定	外出介護に係る指定障害福祉サービス事業者の指定	共同生活援助に係る指定障害福祉サービス事業者の指定	短期入所に係る指定障害福祉サービス事業者の指定	児童デイサービスに係る指定障害福祉サービス事業者の指定	行動援護に係る指定障害福祉サービス事業者の指定	居宅介護に係る指定障害福祉サービス事業者の指定
"	元	芺	"	並	"	"	"	"	三	"	プ し	"	"	八	Ŧī.	"	"	"	"	"	"	"	"	_	. "	"	"	"	_		"	"	"	"	"	"	150
		104								"	100					"	"	"	"	"	"	"	"	97	7						"	"	"	"	"	"	107
五.	քել	_	"	"	\equiv	"	$\ddot{}$	"	ナレ	=	_	"	"	քել	\Rightarrow	"	рu	"	=	"	"	=	"	_	. "	\equiv	"	"	\equiv		亡	\equiv	$\vec{-}$	八	"	ヒ	_

三	があった資金管理団体の名称等 があった資金管理団体の名称等	一 政治資金規正法の規定による届出があった資金管理団体の名称等			一般の治資金規正法の規定による届出事項の異動の届出があった政治団		〇 選挙管理委員会告示			〇 教育委員会教育長公告	広島県議会情報公開条例の運用状況	〇 議会事務局公告	広島県議会傍聴規則の一部を改正する規則	〇 県議会規則	三 教習指導員審査 (普通) の実施	〇 公安委員会公告	"	土地改良区の役員の就任及び退任	県営土地改良事業変更計画の樹立	県営土地改良事業計画の樹立	大規模小売店舗立地法の規定による県の意見	大規模小売店舗立地法の規定による町の意見の概要	"	大規模小売店舗立地法の規定による市の意見の概要	大規模小売店舗立地法の規定による大規模小売店舗の新設の届出	鳥獣保護区特別保護地区の指定の案	特定非営利活動法人の定款変更認証申請	広島県個人情報保護条例の運用状況	広島県情報公開条例の運用状況	土地改良区の役員の退任	土地改良区の役員の就任及び退任	特定非営利活動法人の定款変更認証申請		たコイが確認された県为公共用水面及びこれ,6と重接一本をはす水コイヘルペス病にかかり、又はかかっている疑いがあると認められ	大規模小売店舗立地法の規定による市の意見の概要	特定非営利活動法人の定款変更認証申請	特定非営利活動法人の認証申請
□ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □	"	"	"		FI.	_		=	=.		芫		110		八		"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	完	"	"	吴		II	"	"	亖
三、政治資金規定による資金管理団体の指定の取消しがあった。 選挙権を有する者の総数の五十分の一の数	"	"	"	9	8			9	7				105																								
選挙権を有する者の総数のうち四十万を超える数に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合する者の総数のうち四十万を超える数に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合する者の総数のうち四十万を超える数に六分の一を乗じて得た数と四十万に当分の一を乗じて得た数と四十万に当な過去施行細則及び自動車運転代行業の業務の適正化に関する規則の一部を改正する規則の実施教習指導員審査(普通一)の実施教習指導員審査(普通一)の実施教習指導員審査(十十年)の実施教習指導員審査(十十年)の実施教習指導員審査(十十年)の実施教育指導員審査(十十年)の実施教育指導員審査(十十年)の実施教育指導員審査(十十年)の実施教育指導員審査(十十年)の実施教育指導員審査(十十年)の実施教育を設定する告示。		=	. <u>=</u>	-	-	三		3	F.		<u></u>		_		Ŧī.		<u></u>	"	"	"	九	"	"	八	七	六	Ŧī.	pц	=	"	"	ㅂ	3	Ŧī.	"	"	ᄪ
は、	弄		줖	益	夳	夳	弄	兲	ŧ	三类	ī. I	-	カ		匹 九	I 只	世七	四六	四五.	四 四	型	프	땓			\equiv	-	5					∄				
宝 高元"吴"元天宝二 一 元吴三元宝三八玉二 " 一 元 " " 元 "	札(教	・教習指導員審査 (大型二種・普通二種)	審査	審査 (大型・大特・牽引)	審査	審査 (大型・大特・牽引)	の実施	審査 (普通))	"	"	"	"	"	"	"	式の		関する規	するは法に	島県道路	の組織に関する規則の一		する規則 「Amanum fine fine fine fine fine fine fine fine	司自動車航送船組合の管理職員等の範囲を定める規則	〇 人事委員会規則	選挙権を有する者の総数の三分の一の数	て得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数選挙権を有する者の総数のごち四十万を超える数に六分の一を乗じ	選挙権を有する者の総数の五十分の一の数	資金管理団体の名称等	政治資金規正法の規定による資金管理団体の指定の取消しがあった
	孟			完	"	긎	"	元	天	- =	ī =		_		克	: 吴	: =	元	五	三	八	五	_			"	-	•		i t			"	"	 ナレ		"
103 108 104 97 96 " 95 " 104 97 96 " 55 " 105 "	103	•	108						10	4	97		96	6												"	ę	95									"

告示第三百十四号の訂正平成十八年三月二十三日付け広島県報(定期)第二十二号中広島県平成十八年三月二十三日付け広島県報(号外)第三十六号中広島県警察平成十八年三月十日付け広島県報(号外)第三十六号中広島県警察	第二百八十号の訂正平成十八年三月十六日付け広島県報 (定期) 第二十号中広島県告示で成十八年三月十六日付け広島県報 (定期) 第二十号中広島県告示 〇 正 詩	建物産の	平成十六年度行政監査の結果に基づく措置状況監査の結果五月例月出納検査の結果監査の結果	〇 監査委員公表
<u></u> , "	_	=:	# 킁芫宝	
		97	<i>"</i> 109 102	

pu

Ŧī.

八 "二三一